

株式会社東芝 研究炉管理センターの原子炉の
設置変更の概要について

1. 申請の概要

(1) 申請者

名 称 株式会社 東芝

住 所 神奈川県川崎市幸区堀川町 72 番地

代表者氏名 取締役社長 岡村 正

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 株式会社東芝 研究炉管理センター

所 在 地 神奈川県川崎市川崎区浮島町 4 番 1 号

(3) 原子炉の型式及び熱出力

原子炉の型式 濃縮ウラン，軽水減速，不均質，スイミングプール型

熱 出 力 1 0 0 k W

(4) 申請年月日

平成 1 3 年 6 月 2 5 日

(5) 変更項目

8. 使用済燃料の処分の方法

(6) 工事計画

当該変更に伴う工事はない。

(7) 変更の工事に要する資金の額及び調達計画

該当なし。

2. 変更の概要

使用済燃料の処分の方法において，わが国が原子力平和利用に関する協力のための協定を締結している米国のエネルギー省へ引渡す方法を追加する。

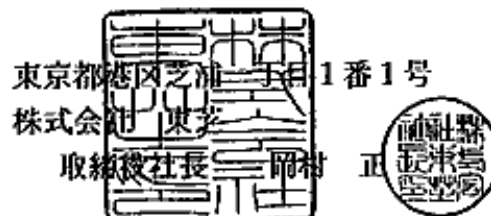
以上

(別紙1)

東総第13-19号

平成13年 7月12日

文部科学大臣
遠山 敦子 殿



株式会社東芝 研究炉管理センターの原子炉
設置変更許可申請書

[使用済燃料の処分の方法の変更]

の一部補正について

平成13年6月25日付け東総第13-12号をもって申請した株式会社東芝 研究炉管理センターの原子炉設置変更許可申請書〔使用済燃料の処分の方法の変更〕を下記のとおり一部補正します。

記

別紙2 変更の内容

「8. 使用済燃料の処分の方法

使用済燃料は本原子炉の遮蔽実験用プールに設けられた燃料要素貯蔵槽において保管、若しくはわが国が原子力平和利用に関する協力のための協定を締結している米国のエネルギー省に引渡す。」

を

「8. 使用済燃料の処分の方法

使用済燃料は本原子炉の遮蔽実験用プールに設けられた燃料要素貯蔵槽において保管、若しくは「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」を締結している米国のエネルギー省に引渡す。」

に補正する。



(別紙2)

平成13年7月5日付け13諸文科科第3858号「株式会社東芝 研究炉管理センターの原子炉設置変更[使用済燃料の処分の方法の変更]について（諮問）の別紙を以下のとおり修正する。

「1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は、株式会社東芝 研究炉管理センターの原子炉における使用済燃料の処分の方法について、米国のエネルギー省に引き渡すことを追記するものである。これにより原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないと認められる。」

を

「1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は、株式会社東芝 研究炉管理センターの原子炉における使用済燃料の処分の方法について、「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」を締結している米国のエネルギー省に引き渡すことを追記するものである。これにより原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないと認められる。」

に修正する。